



電力量認証申請について

一般財団法人 日本品質保証機構

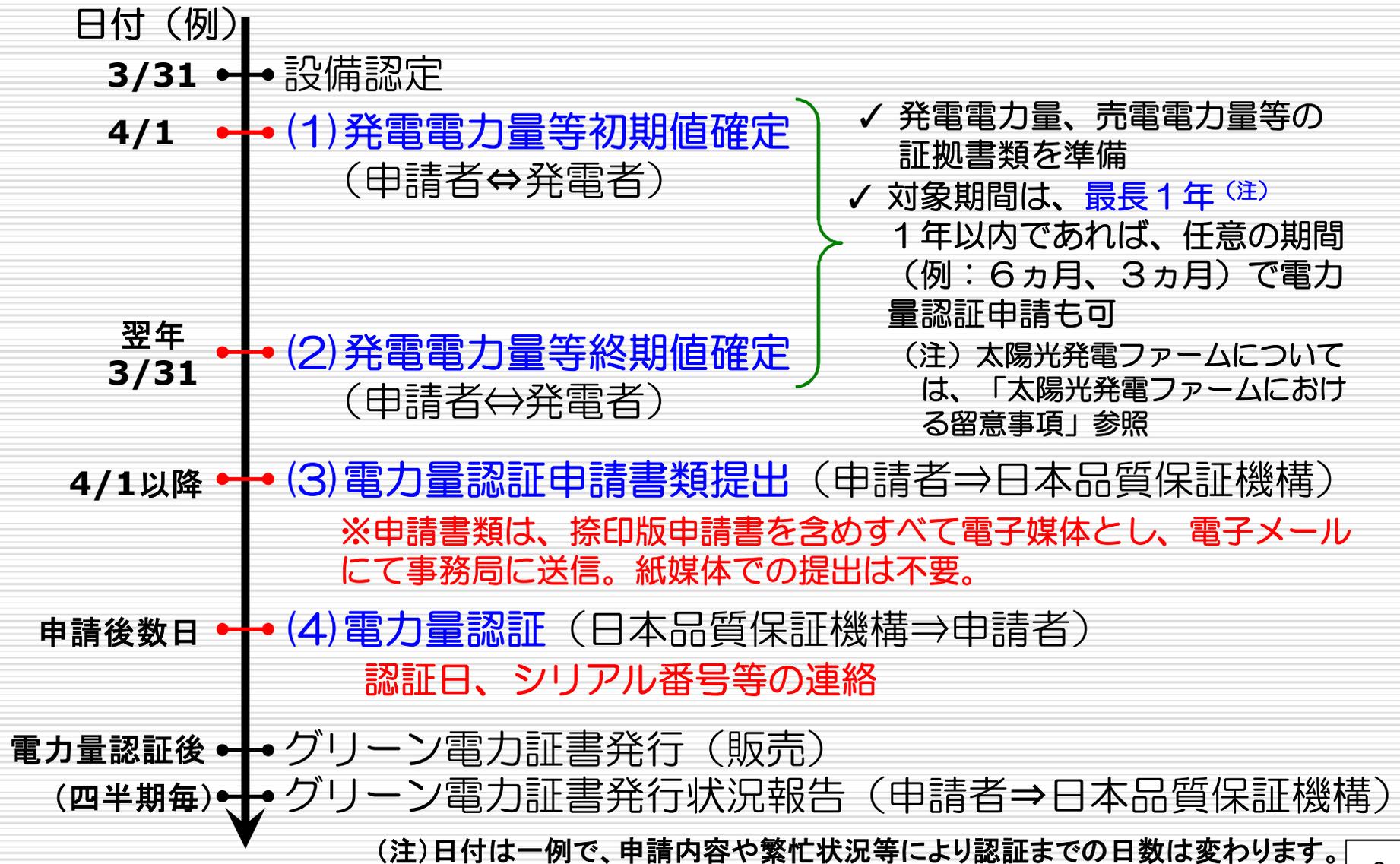
2018年4月

目 的



- 新規申請者の方々に、設備認定後、電力量認証までの流れについて、正しくご理解いただき、的確かつ効率的に手続きを進めていただきたい。
- 電力量認証申請までに必要な準備、電力量認証申請に必要な申請書式、発電電力量等を確認するための必要書類、留意事項等について解説する。

電力量認証までの流れ



(1) 発電電力量等の初期値確定

- 設備認定日以降に発電されたグリーン電力発電電力量について認証可能（設備認定日より前の発電電力量は認証不可）
- 設備認定日以降の任意の日に、電力量認証の初期値となる発電電力量等の計量器指示数（写真）等のエビデンスを揃える。

- 検定済計量器写真

- 売電電力量検針票（電力会社発行） など

※設備認定日を始期とする場合は、設備認定の通知を受けた後であることが確認できるエビデンス（電力量計量器写真）とします。

※売電電力量のエビデンスとして売電電力量計量器の写真を提出する場合、初回電力量認証申請のみ、売電電力量検針票（電力会社発行）を併せて提出してください。

※設備認定において「認証可能電力量の確認方法」（事務取扱要領 附属書 10）で示した提出書類のうち、初期値の確定が必要な書類を準備。

(2) 発電電力量等の終期値確定

- 電力量認証の対象期間は、**最長1年**。(注)

(注) 太陽光発電ファームについては、「太陽光発電ファームにおける留意事項」参照

- 初期値から1年以内の任意の期間で、対象期間の終期値となる発電電力量等の計量器指示数（写真）等のエビデンスを揃える。
- エビデンス一式を揃える（「認証可能電力量の確認方法」で示した提出書類全て）。

- 検定済計量器写真
- 売電電力量検針票（電力会社発行）

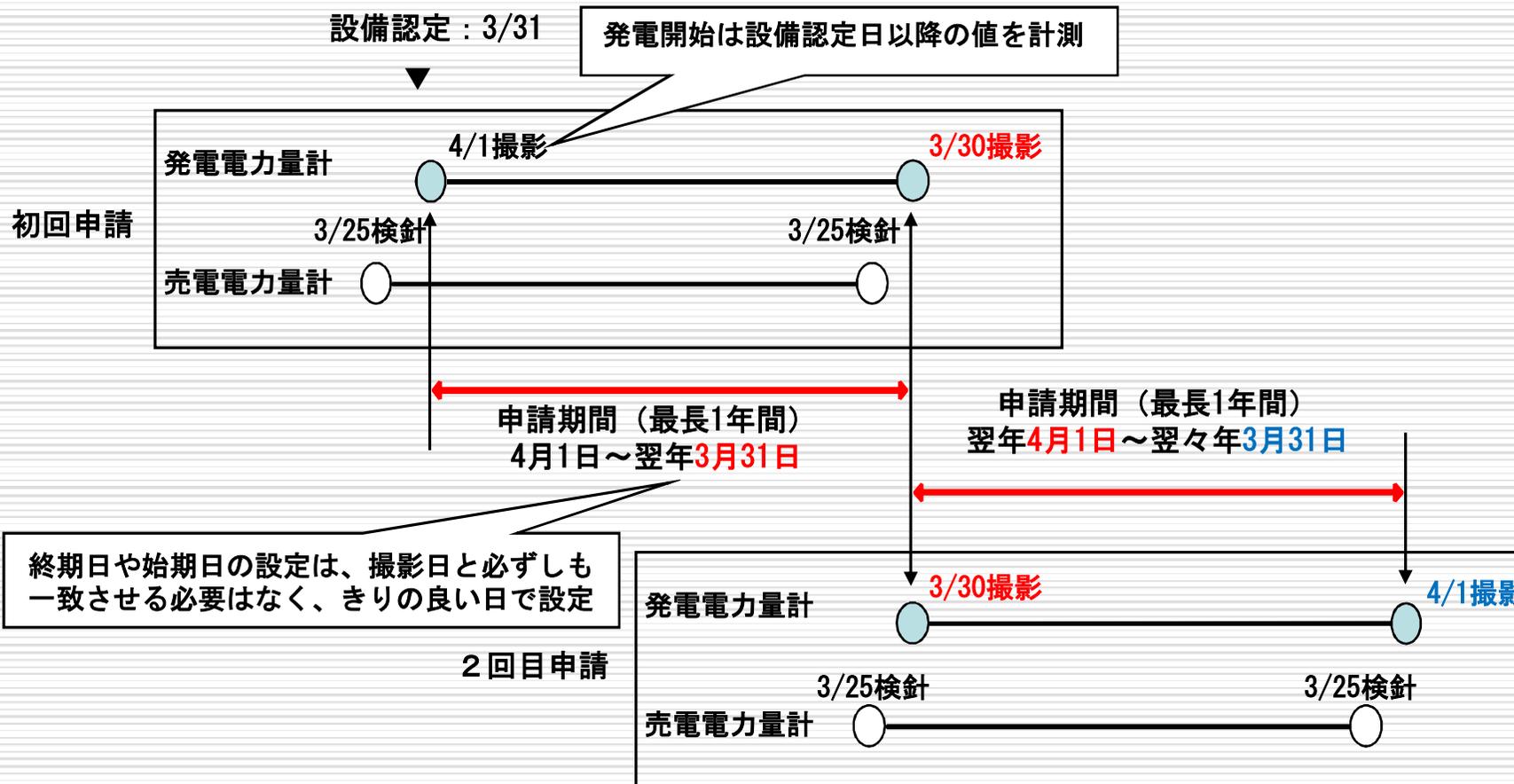
※故障等により、対象期間内に計量器取替があった場合は、旧計量器の取外指示数、新計量器の取付指示数を示す書類（写真、売電計量器の場合は検針票・計器取替票）が必要。

- 運転月報（発電電力量、稼働時間）
- バイオマス燃料分析結果（バイオマス燃料の発熱量）

など

※エビデンスには、日時・作成者・出所等が明記されていること。

(2) 発電電力量等の終期値確定（対象期間）



計量器写真撮影における留意事項

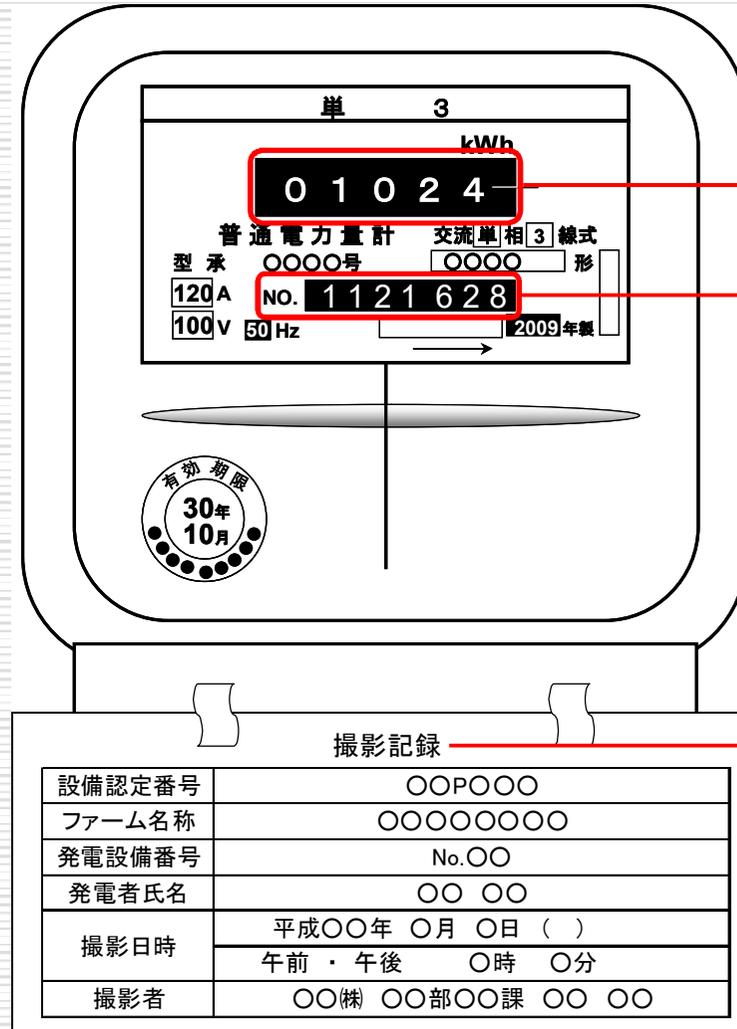
計量器写真の撮影例（太陽光発電ファームの場合）

撮影記録内容

- 設備認定番号
- ファーム名称
- 発電設備番号
- 発電者氏名
- 撮影日時
- 撮影者
(住宅用太陽光で撮影者が本人の場合は不要)

他の発電設備の計量器写真と混同しないよう注意すること。

買電電力量計や売電電力量計と間違えないこと。



単 3 kWh
0 1 0 2 4
普通電力量計 交流単相3線式
型承 0000号 0000形
120A NO. 1121628
100V 50Hz 2009年製

有効期限
30年
10月

撮影記録

設備認定番号	〇〇〇〇〇
ファーム名称	〇〇〇〇〇〇〇〇
発電設備番号	No.〇〇
発電者氏名	〇〇 〇〇
撮影日時	平成〇〇年 〇月 〇日 ()
	午前・午後 〇時 〇分
撮影者	〇〇(株) 〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇

電力量の指示数、計器番号、が容易に読み取れること（乗率計器の場合は乗率も読み取れること）。

計量器写真および撮影記録内容が1枚に納まっていること。
もしくは、計量器写真をWord・Excel等の電子文書や台紙に貼り付け、撮影記録内容を付記すること。
撮影日時を必ず記載すること。

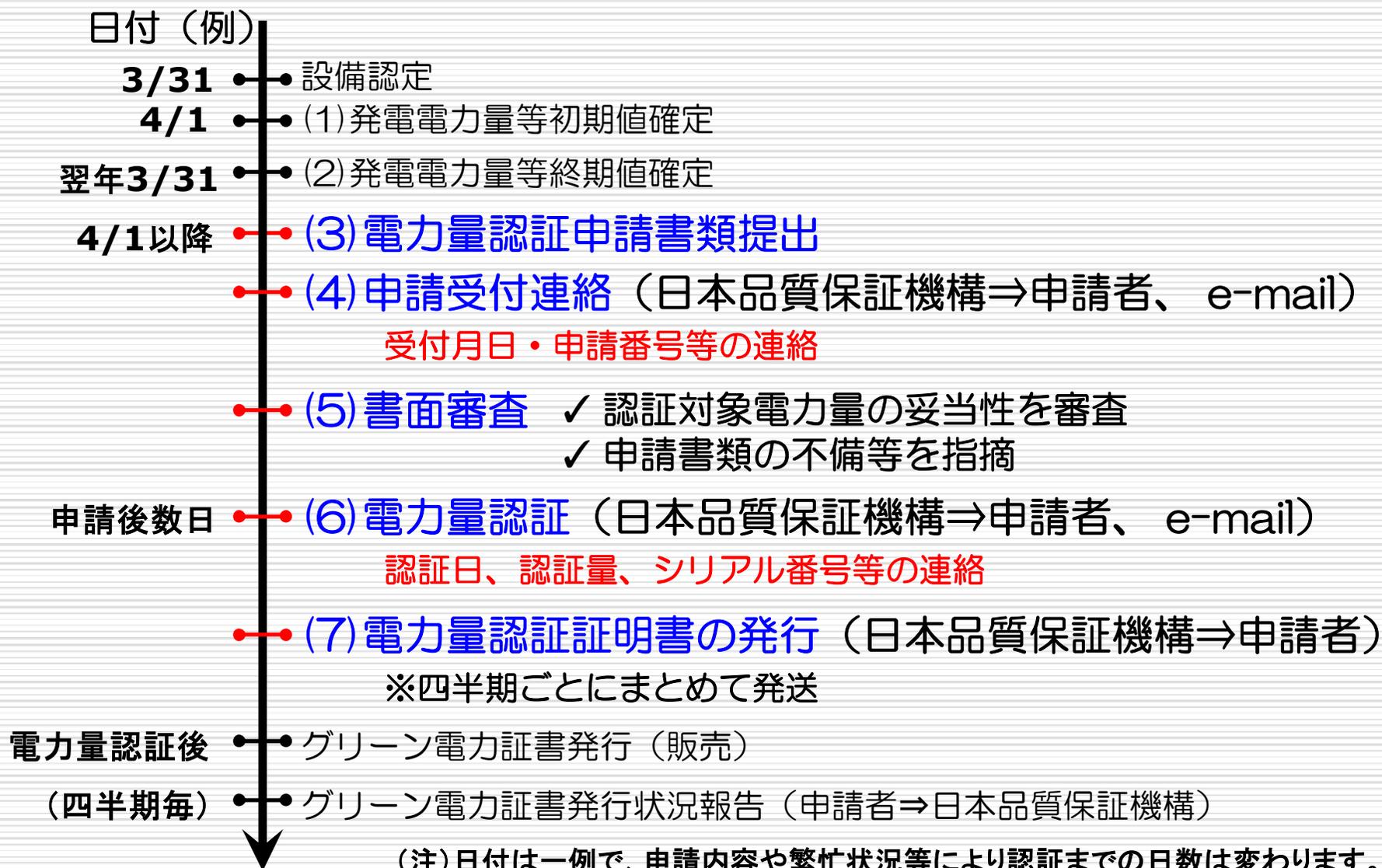
(3) 電力量認証申請書類提出—①提出書類



- 所定の申請書式に、(1)(2)で揃えたエビデンスを添付した申請書類一式を提出する。
 - グリーン電力認証申請書（事務取扱要領 附属書7）
 - グリーン電力認証対象電力量報告書（同 附属書8）
 - 認証可能電力量の確認方法（同 附属書10）
 - (1)(2)で揃えた発電電力量等を示すエビデンス書類
（「認証可能電力量の確認方法」で示した提出書類全て）

（注）申請書類は、申請者の捺印が必要な書類を含め、すべて電子媒体で提出してください。

(3) 電力量認証申請書類提出～②受付～認証



(注) 日付は一例で、申請内容や繁忙状況等により認証までの日数は変わります。

(3) 電力量認証申請書類提出—③留意事項 I



- 認証可能電力量の算定における端数処理は、過大に認証しないよう、補機使用電力量などの算定では、安全側で端数処理します。
 - 補機使用電力量（端数切り上げ）
（例）補機使用電力量＝定格出力×稼働時間＝1,624.27kWh＝1,625kWh
 - バイオマス比率（端数切り捨て）
（例）バイオマス比率＝バイオマス発熱量／全発熱量＝0.99473＝99.47%
 - 発電電力量（機械式電力量計）の初期値は小数点以下切上げ、終期値は小数点以下切捨て
（2回目以降の電力量認証申請での始期値は、小数点以下切捨て）
 - 売電電力量（同）の初期値は少数点以下切捨て、終期値は小数点以下切上げ

（注）補機使用電力量の算定の過程で使用する数値についても、安全側で端数処理すること。

(3) 電力量認証申請書類提出—③留意事項Ⅱ



- 事務取扱要領や各種ガイドラインを十分にご確認のうえ、申請書を作成・提出してください。申請書類を複数でチェックするなど、必要申請資料の欠落やケアレスミスがないようにしてください。
- 書面審査の過程で指摘された申請資料の不備や確認事項に対して、極力速やかに申請資料の修正、回答をお願いします。
 - 申請書の記入漏れ、記入誤り
 - 検定済計量器写真、発電電力量等実績データ、受給契約書等のエビデンスの未提出、不備
 - 表現等ガイドライン違反 など
- 日本品質保証機構の責めに帰すべき理由によらず、申請後6ヶ月が経過しても認定、認証が行われなかった場合、申請を取り消す場合があります（事務取扱要領参照）。

(3) 電力量認証申請書類提出—④その他



- 発電事業者は、認証対象となる発電電力量に相当するグリーン電力価値（環境価値）を保有しないことになるため、「CO2排出削減に寄与している」などグリーン電力価値に基づく表現を行っていないことを確認してください。（表現等に関する発電者用ガイドラインの遵守）
- 電力量認証証明書は、原則として四半期毎に請求書とともに送付します。それ以前に必要な場合は、ご連絡ください。
- その他初回の電力量認証申請時まで提出する必要がある届出等
 - 証書発行事業者マーク届出（事務取扱要領 附属書16）
 - グリーン電力証書ガイドライン適合説明書（同 附属書22）
 - 証書関連情報の管理責任者・管理体制図（同 2-2-(10)）

太陽光発電ファームにおける留意事項①

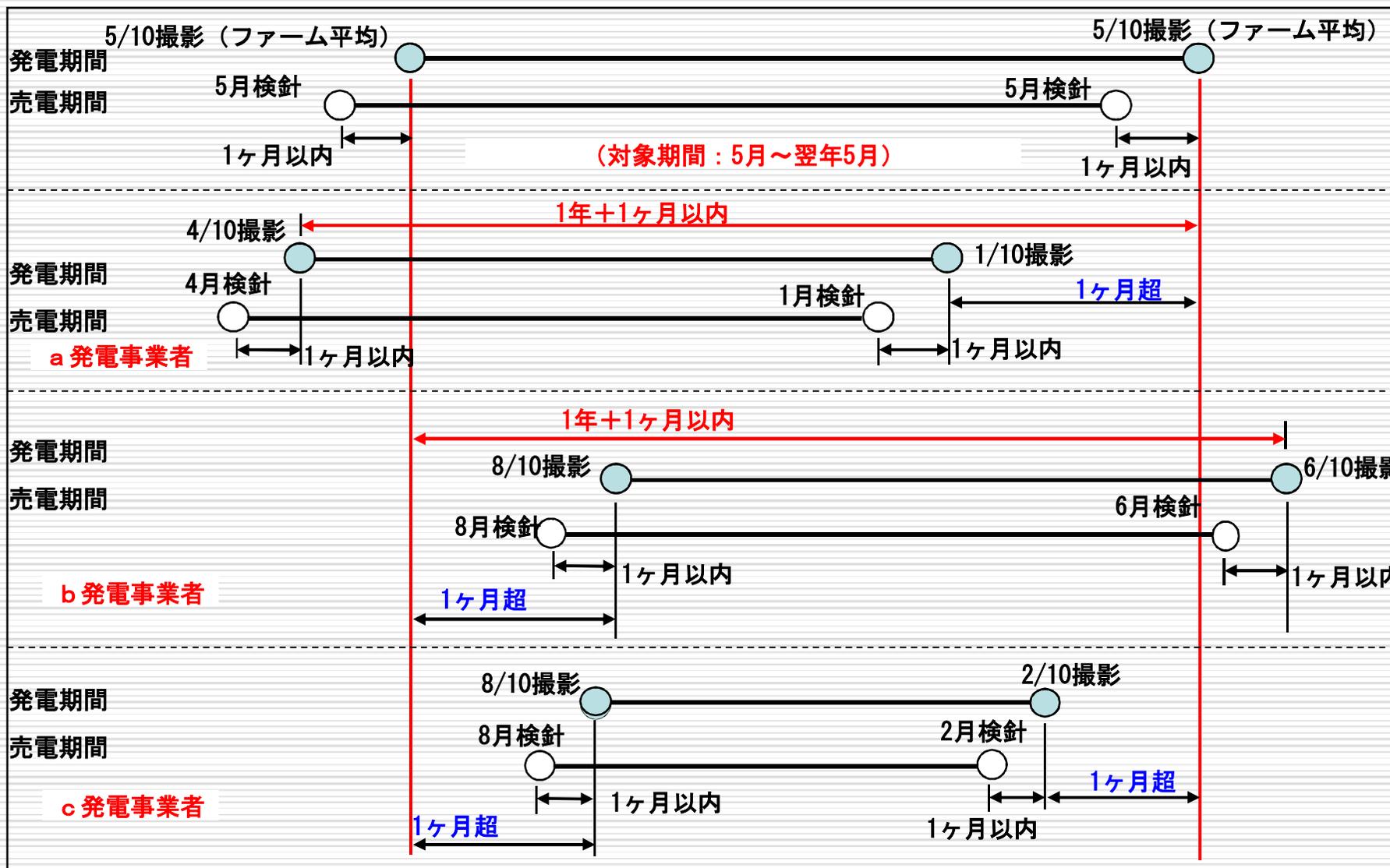


- ファーム内設備は一体的な扱いであるため、全ての発電設備の対象期間が同じであることが原則ですが、計量器写真の撮影日の統一は現実的ではなく、電力会社による売電電力量計量器の検針も地区によって異なることから、**対象期間の多少の相違を許容しています。** 多少の相違とは、原則として、月単位の対象期間とするため、**撮影日や検針日の相違が1ヶ月以内とします。**

※本体申請の発電設備の撮影日や検針日と1ヶ月以上の相違がある発電設備であっても、本体申請の月単位の対象期間内であれば一体で申請できるものとします。

- 太陽光発電ファームの場合、ファーム内各設備の認証可能電力量を算定内容を示した「**認証可能電力量計算書**」（**事務取扱要領 附属書24**）を添付してください。

太陽光発電ファームにおける一括申請



変更申請について



- 認定済発電設備について、以下の変更がある場合には、直近の電力量認証申請時において簡易変更手続きを行ってください。
 - 発電事業者の氏名、住所の変更（ファームは対象外）
 - 設備容量の変更（増設、減設）
 - 検定済計量器情報の変更（遠隔検針開通、計量器の取替）等